



2021. 10. 27.

ワイン醸造実務ニュース (Oe-10/2021 )

国税庁関連の案件 2 件のパブリックコメント (e-Gov パブリック・コメント) が募集中です

対象とする物品：アルゴン、PVPP

アルゴンは現在「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件 (平成 9 年国税庁告示第 5 号)」により、酒類の保存を目的とし果実酒、甘味果実酒に限り使用することが認められています。今回の改正案は使用対象とする品目を全酒類に拡大するものです。

同時に、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達でも全酒類に拡大され、これにより全酒類で酒類及び酒類製造中での使用が可能となります。

なお、清酒、その他醸造酒、リキュールなどへの使用が広がればアルゴン (食品添加物規格) の流通量も増加することが予想され、ワイナリーでの物品入手がより容易になることも期待できます。

PVPP は、「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件 (平成 9 年国税庁告示第 5 号)」により、酒類の保存を目的とした使用に限り混和することが認められていました。「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について (法令解釈通達)」では上記に加え「酒類製造中に使用しても酒類の原料として取り扱わない物品」に指定されます。これにより、ワイン中だけでなくワイン製造中 (果汁や発酵中醪) でも PVPP が使用できるようになります。

現在、ブドウ果汁の過剰ポリフェノール除去や色調改善などに使用できる物品は、「ばれいしょタンパク」「酵母タンパク質抽出物」「カゼインカリウム」などでこれに加えて「PVPP」が使用できるようになり、甲州ワインなど国内製造ワインの品質向上が期待できる。

上記の内容は、下記 URL に記し載されています。ご意見等あれば各自でここから応募してください。

- ・酒類製造中に加えても原料とみなさないもの

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410030041&Mode=0>

- ・国税庁長官指定告示物品 (告示改正 (品目別) 及び通達改正 (目的別))

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410030039&Mode=0>

以 上

文責 (一社) 葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生